

S. ブラックバーンの「付随性」によって 道徳的判断について何がいえるのか¹⁾

新 田 杏 奈

はじめに

本稿は、S. ブラックバーン (1944-) の付随性 (supervenience) の主張を、付随性が道徳的判断についていかなる主張をなすのかという観点から、整理したものである。付随性とは、基本的に、「ある A がある B と同一でなく、かつ A は B の変化なしに変質することなく、また A が変わったときには必ず B が変化しているといえるような在り方」のことである²⁾。このとき、A は B に付随するという。ブラックバーンは、この付随性の関係を、道徳的性質 (moral property) と自然的性質 (natural property) に適用する。すなわち、道徳的性質が自然的性質の集合のうちいずれとも同一でなく、かつ道徳的性質は自然的性質の集合の変化なしに変質することなく、また道徳的性質が変わったときには必ず自然的性質が変化している。このとき、道徳的性質は自然的性質に付随するという³⁾。

道徳的性質と自然的性質の関係は、20世紀初頭の G. E. ムーアの『倫理学原理』(1903) 以来、メタ倫理学の領域において論じられている。ムーアは、「善」(good) といった道徳的述語によって指示される対象が、単純にして、定義不可能な性質であると論じた (Moore : 10/114)。これによって、自然的性質とは異なる、「善」といった特異な性質があることが主張される。ムーア自身は、道徳的性質という語を用いることはなかったが、後続の哲学者たちによって、道徳的述語に対応する性質は道徳的性質と呼ばれる。以降、道徳的性質がいかなる性質であるのかが、存在論と認識論の2つの観点から議論されるようになる。存在論とは、道徳的性質

S. ブラックバーンの「付随性」によって道徳的判断について何がいえるのか

があるとすればどのような性質であるのかという問いであり、それに伴って、認識論によってどのようにして道徳的性質を知ることができるのかということが問われている。であるから、ブラックバーンの付随性の主張は、さしあたり存在論に関わる主張だといえる。

さて、ブラックバーンは主著 *Essays in Quasi-Realism* (1993) において、論考「道徳实在論」(初出は1973、以下 [MR] と略す) と論考「付随性、再考」(初出は1985、以下 [SR] と略す) の2つの論考で付随性を論じている。本論で確認するように、両者の論考における付随性の主張には基本的な差異はない。だが、付随性を論じる主たる目的が異なるといえる。端的に言って、MR でのブラックバーンの目的は、「道徳的实在論⁴⁾」の立場が、道徳に従う私たちの本性を正しく説明できないことを示すことであった (MR: 111-2/54-5)。しかしながら、その後、一部の哲学者らによって、再び道徳的实在論は魅力的な立場として支持され始める。加えて、10年の間で、MR での論証が様相理論の一般化に伴い古めかしいものになってしまった (SR: 130/99-100)。そこで、ブラックバーンは、付随性が倫理学以外の分野でも注目を浴びるようになった追い風を受けつつ、SR では様相理論を用いて、MR で行った付随性の主張を刷新しようと試みる (Ibid.)。道徳的实在論批判という根幹のところで2つの論考は目的を共有しているともいえるが、SR での目的は、付随性という概念が道徳的判断の本性に関わることを明らかにすることだと考えられる。この点については、本論で順に明らかにしたい。

以下、MR と SR の2つの論考をそれぞれ追うことで、2つにまたがる付随性の概念を集約し、付随性が道徳的判断の本性についていかなる主張をするのかを明らかにする。

1. 付随性について

冒頭で触れたように、ブラックバーンは道徳的性質と自然的性質の間に付随性の関係を適用する。本節では、MR と SR それぞれにおける付随性

の基本的な主張を摘要する。

1. 1 MR における付随性の主張

MR において、ブラックバーンは「道徳的性質は自然的性質に付随している、あるいはその結果として生じるものである、と広く信じられている」(MR: 114/61) と述べる。そして、次のように定式化する。

(S) ある道徳的性質 M が自然的性質 N に付随しているのは、M がいかなる $N_1 \cdots N_n$ とも同一でなく、また、それらのいかなる真理関数とも同一でなく、かつ、自然的性質 $N_1 \cdots N_n$ のある集合の構成要素において変化することなしに、ある物事が M になること、もしくは M であることをやめたり、以前よりもより多く、または少なく M になることが、論理的に不可能な場合である。(MR: 115/62)

加えて、自然的性質の集合に含まれる諸性質がその性質の程度を変えれば、道徳的性質もそれに応じて変化する。したがって、

(S₂) ある道徳的性質 M が自然的性質 N に付随しているのは、M がいかなる $N_1 \cdots N_n$ と同一ではなく、また、それらのいかなる真理関数とも同一でなく、かつ、また2つのものごとがともに同程度に M を保持しなくなることもないのに、あるいは同程度に M を保持することもないのに、それら2つのものごとが、 $N_1 \cdots N_n$ の集合のうちの同じ性質を同程度に保持する、ということが論理的に不可能な場合である。(Ibid./63)

であるから、付随性について主張するときには、この2つの概念が包含されるのであり、道徳的性質は (S) と (S₂) の双方の意味で付随している。

引用で示したように、道徳的性質と自然的性質の間にある変化の関係性が、論理的な不可能性 (logical impossibility) である場合に、2者の間に付随性の関係が成立するとブラックバーンは考える。では、この論理的な不可能性は、どのような意味合いをもつのか。ブラックバーンは、論理的

な誤りを道徳的な誤りと区別して、次のように説明する。

もし誰かが、ある行為はそれがより悪いということを除いて、全ての面において他のものと絶対的に同一である、〔例えば、〕勇気のような性格の特徴が、その本質、関係性、重要性といった点で全く変化しないけれども、以前よりも価値が少なくなったと主張するならば、それは論理的な間違いであって、単なる道徳的な間違いを犯しているのではない。(MR : 116/64-5)

たとえば、ある人がある同じ行為をしている花子と太郎に対し、花子には「花子は善い」といい、他方の太郎には、「太郎は悪い」というとき、その人は論理的な誤りを犯している、と指摘される。したがって、論理的な不可能性とは、ある人が、対象がもつ自然的性質の諸集合に基づいて判断を下しているにもかかわらず、同一の自然的性質の諸性質をもつ2つのものごとに対して、異なる判断を下すことはできない、という不可能性であるといえる。これは、同一の人物が下す道徳的判断についての論理的な整合性を指摘するものであるので、その判断について真偽を問うことが可能になる。よって、ここからまず、付随性が、論理的な観点から、同一の人物が下す道徳的判断に真理の概念を与える概念だといえる。

1. 2 SR における付随性

次に、SR における付随性の概念を確認する。最初に、SR における付随性が、先ほど確認した MR における付随性の主張と、同一の所見をもっていることを示す。それにあたり、SR では論を進める上で用語が多く用いられているので、確認に先立って、それらの用語について説明を行う。ブラックバーンは、ある道徳的なコミットメントや心的状態の帰属を含む、ある判断の領域を想定する。そして、この領域における判断を F 判断、真理を F 真理、事実を F 事実とおく。例えば、「犬を蹴ることは悪い」という判断について、F 判断とはその判断自体であり、F 真理は判断の対象の事態についての「犬を蹴ることは悪である」という真理であり、F 事

実は判断の対象である「(誰かが) 犬を蹴る」という事実である。加えて、これとは別に、自然的状態もしくは物理的状态を G 状態とおく⁵⁾。そのうち、対象について F 状態をもたらす限定的な集合を G* 状態によって表す。例えば、「犬を蹴る」という行為にともなうすべての自然的状態 G のなかで、犬が苦痛を感じるということが含まれており、それゆえに犬を蹴る行為が悪いと述語づけられるなら、「犬が苦痛を感じる」ということは G* 状態にあたる。このとき、G* 状態は F 状態を「基底する」(underlie) とブラックバーンは表す (SR: 131/101)。ここではさしあたり、F を、道徳的述語によって意味される状態 (ex. 「x は善い」「x は悪い」)、G を、F という道徳的性質が述語づけられる状態を成り立たせている自然的性質の集合を表すと考えてよい。そして、G のうちの特定の集合が G* と表されるとき、それは G の中でその状態を F によって述語づけることを可能にする特定の集合を意味する。これは「基底をなす G 状態」と同じ意味であり、したがって、「G*」によって、F 状態が G* に基底されていることが暗に示されている。暗にとするのは、G* が F であることをもたらすということは、ブラックバーンが直観的に主張することにすぎないからである (Ibid.)。さて、F 真理が G* 状態に付随するのは、「ある F 真理が変化したならば、なんらかの G 真理が変化しているということは、『必然性のなんらかの意味で』必然的に真である。あるいは、必然的に、もし G 事実についての状況が同一であるならば、F 事実についても両状況は同一である」(Ibid./100) 場合である。このことは、すなわち、F は、G* の変化なしには変容せず、また F が変わったときには必ず G* が変化しているとき、F は G* に付随することを表す。であるから、SR における付随性の基本的な所見は MR の主張と同様であるといえる。さらに、このことから、SR における「必然性」が、MR における「論理的な不可能性」と同一視できるといえる。

では、SR はただの MR の焼き直しではないのか。付随性の主張を、SR におけるブラックバーンの力点に沿って整理するとき、そうではないということを示すことができる。SR における力点とは、対象 x について

S. ブラックバーンの「付随性」によって道徳的判断について何がいえるのか

下される、「x は F である」という判断は、何によって・どのようにもたらされるのかを、MR のときよりも全面的に押し出して論じることである。これを念頭に、引き続き確認を行う。ブラックバーンは、先の引用のあとに、次のように述べる。付随性を信じることは、少なくとも、「ある物事がなんらかの F 状態にあるとすれば、それは常に、その物事がなんらかの基底をなす G 状態にあるため、あるいは、その事物がなんらかの基底をなす G 状態にある (its being) ことによってである」(Ibid./101) と信じることであり、これは、付随性の主張する最低限のことである。ここから、付随性が、道徳的判断を下すプロセスの根底にある考えに言及する主張であることを看取できる。だが、このことは MR での主張に対しても同様にいえる。そのため、ブラックバーンは、SR にてこの付随性の主張を、さらに踏み込んだ、強い意味で論じようと試みる。つまり、ある物事が F であるという特定の真理を、そのものごとがなんらかの特定の G 状態にあるという事実、つまり G* という事実、に、より強く結びつけようと試みる (Ibid.)。このことは、あるものが別のものにとって「基底をなす」ときに成り立つ関係 U を特徴づけるものとして示され、様相理論を用いて次のように定式化される。

$$(S) N ((\exists x) (Fx \& G^*x \& (G^*x \supset UFx)) \supset \forall y (G^*y \supset Fy))^{6)}$$

この (S) では、条件文全体が必然化されており、N はそのことを表す。したがって、このことは、「必然的な事柄として、もしある x が F であり、かつ x が G* であり、かつ G* が F 状態の根底にあるならば、物理的あるいは自然的状態 G* にある他のいかなるものも F となる」(Ibid./102) ということを意味する。つまり、前の例でいえば、花子が善く、かつある行為 (例えば人助けをする) が善いということの根底にあるならば、太郎が同じ行為をするとき、花子について善いと判断を下したある人が、それに対して太郎が善いという判断を下すことは、「必然的」であるということだ。

加えて、MR での (S) とは区別して、SR での (S) について、次の特

徴を看取できる。

1. 道徳的判断を下す際に、「あるものは G^* である、ならば、あるものは F である」という推論を私たちが行っていることを表面化させている
2. G^* が F にとって基底であるということが、 F であるという真理を G^* 状態という自然的状態の事実に結びつけるため、1. の推論が G^* の特定によって為されるということを、MR のときよりも直接的に示すことができる

というのも、MR および付随性の最小限の主張では、 F であるという状態は、 x は G^* である（もしくは G である）という判断に付随しているような印象が残っていた。ブラックバーンは、これを払拭するため、論理式 (S) $N ((\exists x) (Fx \& G^*x \& (G^*x \supset Fx)) \supset \forall y (G^*y \supset Fy))$ を用いて、 F であるという状態が、判断の対象そのものより密接に結び付けられていることをより明確に示す。加えて、この論理式は、ある自然的性質の諸集合に基づいて、道徳的判断を下すための推論が開始されることを表面化させる。したがって、これらのことが、ブラックバーンが付随性によって主張したい、道徳的判断を下すプロセスの根本にある考えだといえる。

以上より、SR における付随性の主張が、道徳的判断を下すプロセスの根底に関わる主張であり、より具体的には、道徳的判断を下す際に行われる推論に関する「必然性」についての主張であるといえる。

小括

ここでは、MR と SR の付随性の主張について端的に確認を行った。まず、MR において、付随性によって、同一の特徴をもつ特徴に関して、異なる判断を下すことは論理的な誤りを犯すことであるという主張がなされた。したがって、付随性は、同一の人物が下す道徳的判断についての論理的な不可能性を示すものである。加えて、この論理的な不可能性から、同一の人物が下す道徳的判断については、論理的整合性の観点から真偽を問

うことが可能になることを示した。次いで、SR においては、MR と同様の所見をもつことを確認した後、付随性が道徳的判断を下す際に行われる推論に関する主張であるという指摘を行った。これにより、付随性が道徳的判断を下す際の推論に関する必然性であることを示した。

加えて、確認に際して、MR での論理的な不可能性と、SR での必然性が同一視できることを示した。だが、このどちらに対しても、更なる検討が必要である。そこで、次節にて、付随性の更なる特徴を確認することを通して、これらの概念をより明確化する。これによって、付随性についてのより具体的な像を取り出す。

2. 付随性の更なる特徴と論理的必然性

本節では、付随性の更なる特徴を取り出すことを通して、付随性の主張をより詳細にすることを目指す。というのも、MR と SR のいずれにおいても、付随性はそれ単体では主張されていない。付随性は、MR では「含意関係 (entailment) の欠如」が、SR では付随性と対比される「より強固な必然性」と、そのより強固な必然性を受け入れないことによる「可能性」を伴って論じられる。これらの概念は、付随性に更なる説明を与えるものである。加えて、このことは、MR の「論理的不可能性」および SR の「必然性」に対しても、更なる説明を与える。以下、MR と SR でのブラックバーンの論証に沿ってこれらを確認する。

2. 1 MR における付随性のさらなる特徴付け

MR において、付随性は、道徳的真理 (moral truth) がもっている 2 つの特徴のうちの 1 つとして論じられている。そして、そのもう 1 つが、先ほど触れた「含意関係の欠如」である。順に見ていこう。まず、「含意関係の欠如」とは、道徳的価値の保持は、その基底となる自然的な諸性質がいかなる程度であっても、その諸特徴の集合によっては含意されない、ということの意味する。ブラックバーン曰く、含意関係の欠如は付随性よ

りもさらに一般的に信じられている (MR : 116/65)。

次に、この含意関係の欠如を表す文が次の (E) である。

(E) 道徳的命題のもつ真理が、自然的諸特徴をその道徳的命題の主語に帰属させたいかなる命題によっても含意されるような、そのような道徳的命題は存在しない。(Ibid.)

これは次のように理解できる。

1. 「道徳的命題のもつ真理」とは、 x の状態についての真理である。たとえば、「 x が善い」という道徳的命題は、「 x が善い」という x の状態を表すものである。したがって、このとき、「 x は善い」という道徳的命題は x の状態についての真理である。
2. 「自然的諸特徴」とは x が持っている $N_1 \cdots N_n$ の特徴のことである。
3. 2. より「自然的諸特徴をその道徳的命題の主語に帰属させた命題」は、「 x が $N_1 \cdots N_n$ である」という命題をいう。これは事実についての命題であるので、事実命題と呼ぶ。
4. ゆえに、(E) は、事実命題「 x が $N_1 \cdots N_n$ である」から、道徳的命題「 x が善い」ということが含意されない、という主張である。

すなわち、事実命題「 x が $N_1 \cdots N_n$ である」は、道徳的命題「 x が善い」が表す「 x が善い」という道徳的真理を含意しない⁷⁾。言い換えれば、(E) は、 x が $N_1 \cdots N_n$ をもっているとしても、そのことがすなわち x を善たらしめるのではない、という主張である。これは、事実命題と道徳的命題の結びつきの問題に関する提言であるが、いかなるそれらの間の結びつきも認めないという主張ではない。であるから、(E) 含意関係の欠如は、(S) 付随性の主張と両立する。

加えて、この (E) 含意関係の欠如は、MR の (S) 付随性において問題となっている不可能性について、次の補足を与える。(E) は、付随性の「道徳的性質がある自然的集合に対して付随している」という主張を否定するものではない。そうではなくて、道徳的性質は、その自然的諸集合

S. ブラックバーンの「付随性」によって道徳的判断について何がいえるのか

をもつものに無条件に付随するのではない、ということの意味する。つまり、世界のなかで、自然的性質の集合によって、自動的に F である状態が発生するわけではない。このことから、MR における (S) が主張する不可能性は、すべての人が、対象 x をもつある自然的諸集合 $N_1 \cdots N_n$ を認識したならば、その対象 x に対して「x は F である」という判断以外の判断を下すことは誤りである、という主張ではない。言い換えれば、(S) は、すべての人が、対象 x のもつある自然的諸集合 $N_1 \cdots N_n$ を認識したならば、対象 x に対して「x は F である」という判断を必ず下すといった趣旨の必然性とは区別される。したがって、(E) によって、MR における (S) の主張する不可能性が、ある人が道徳的判断を下す際の「論理的な必然性」であることが補足された。

2. 2 SR における付随性のさらなる特徴づけ

次に、SR での付随性のさらなる特徴を確認する。まずブラックバーンは、1. 2 の (S) を示した後で、(N) の「より強固な必然性」と対比する。

$$(N) N (\forall x) (G^*x \supset Fx)$$

(N) は、x について、x が G^* であるならば、x は F であることは必然的である、という主張である。加えて、(N) は、(S) の条件文の後件、すなわち $\forall y (G^*y \supset Fy)$ だけを必然化するものである。したがって、道徳的判断を下すことに関して (N) が成り立つなら、すべての人が G^* をもつものに対して F であるという判断を必ず下すことを意味する。つまり、2. 1 の最後に触れた、「すべての人が、対象 x のもつある自然的諸集合 $N_1 \cdots N_n$ を認識したならば、対象 x に対して『x は F である』という判断を必ず下す」ということが成り立つことになる。しかし、2. 1 で示したように、MR における (E) からの推論によって、(N) は否定される。したがって、(S) から (N) は推論されない。

必然性を表す (N) が否定されることから、可能性が帰結する。すなわち、

S. ブラックバーンの「付随性」によって道徳的判断について何がいえるのか

(P) $P (\exists x) (G^*x \& \sim Fx)$

(P) は、ある x について、 x は G^* であり、かつ x は F ではない、ということも可能である、という主張である。したがって、道徳的判断を下すことに関して (P) が成り立つ場合、 x は G^* をもつが、「 x は F ではない」という判断を私たちが下しうる可能性がある、ということの意味する。

以上より、次のことが成り立つ。すなわち、私たちは道徳的判断を下すことにおいて、(N) ではなく (S) を採用するので、(S) と (P) が両立する事態が発生する。ここまで見た通り、このことに論理的な不整合はない。したがって、SR により、(S) の主張には、論理的に (P) が伴っていることを更に取り出せた。

小括

本節では、付随性の更なる特徴を、MR と SR におけるブラックバーンの論証に沿って確認した。まず、2. 1 では、MR における付随性が (E) 含意関係の欠如とともに論じられることを取りあげた。そこから、(E) によって補足的に、付随性の主張する論理的な不可能性が、「すべての人が、対象 x をもつある自然的諸集合 $N_1 \cdots N_n$ を認識したならば、その対象 x に対して「 x は F である」という判断以外の判断を下すことは誤りである」という主張ではないことを指摘した。言い換えれば、付随性の主張が、「すべての人が、対象 x のもつある自然的諸集合 $N_1 \cdots N_n$ を認識したならば、対象 x に対して『 x は F である』という判断を必ず下す」といった論理的必然性ではないということである。このことは、付随性の主張が、これと異なる意味の論理的必然性をもっていることを示す。次に 2. 2 で、SR における付随性を、(N) より強い必然性との比較によって確認した。もし (N) が採用されるならば、道徳的判断を下すというプロセスにおいて、「すべての人が、対象 x のもつある自然的諸集合 $N_1 \cdots N_n$ を認識したならば、対象 x に対して『 x は F である』という判断を下す」ことが必ず成り立つ。しかし、上記および 2. 1 で示した (E) からの推論によって、(N) は否定される。したがって、(S) から (N) は推

論されない。次に、必然性を表す (N) が否定されることから、(P) の可能性が帰結する。私たちは、道徳的判断を下すことにおいて、(N) ではなく (S) を採用するので、(S) と (P) は両立しうる。このことに論理的な不整合はない。よって、付随性 (S) に (P) が論理的に伴うことが示された。

3. 付随性はいかなるレベルの必然性か

ここまでを通して、次のことがいえる。すなわち、付随性とは道徳的判断を下すことに関する論理的な必然性の主張であるということだ。しかしまた、道徳的判断を下すにあたって付随性が採用されるとき、付随性は万人に対して、 G^* をもつある x について同一の判断を下すことを要求するような必然性の主張ではないので、次のことが成り立つことも示された。すなわち、ある人は付随性に基づいて、対象 x に対して、 x のもつ自然的諸特徴の集合が F であることを基底しているならば、「 x は F である」という判断を下すが、別の人はその同一の対象に対して、「 x は F ではない」という判断を下しうるということである。では、付随性の主張する論理的な必然性とは、一体いかなるレベルでの主張であるのか。最後に、ブラックバーンの SR における必然性の検討を追うことで、これを明らかにする。

3. 1 付随性が主張する必然性

ブラックバーンは、SR の第 2 節以降で、付随性の必然性について論じている。このとき、ブラックバーンは、(MN)「形而上学的必然性」と (AN)「分析的必然性」の 2 つの必然性を考える。ブラックバーンは、2. 2 で示した (S) と (P) の両立を、(S) / (P) 結合 (combination) と呼び、このうち、この結合が成り立つ必然性が、付随性の主張する必然性に該当する。「形而上学的必然性」とは、「ある命題は形而上学的にいつて存在しうるすべての可能世界において真」であることを意味する。対し

S. ブラックバーンの「付随性」によって道徳的判断について何がいえるのか

て、「分析的必然性」とは、「真であることが概念的な手段によって見て取られうる」という伝統的な言い回しが命題に適用されるとき、その命題を否定することは、問題の語彙を使う能力の欠如を表すことを意味する (SR: 136/112)。ブラックバーンの論証に沿って、順に見ていこう。

(MN) 形而上学的必然性のレベル

例えば、もし私が、ある人が他人の悲しみを楽しむという事実が、彼は悪いという判断の基底をなすと主張するならば、私はいかなる可能世界においても、誰かが同様に他人の悲しみを楽しむという事実は、その人を悪くするには十分であるということを実証すべき (should) である。このことは、ある特定の自然的状態 G^* (ex. 他人の悲しみを楽しむ) が道徳的判断 (ex. 他人の悲しみを楽しむことは悪い) を基底すると考える人、すなわち (S) を受け入れる人は、そのことがどの可能世界においても真であると信じていることを意味する。これを形而上学的必然性という。ブラックバーンは、様相理論を用いて次のように表す。

$$(S_m) \text{ MN } ((\exists x) (Fx \& G^*x \& (G^*x \supset Fx)) \supset \forall y (G^*y \supset Fy))$$

$$(N_m) \text{ MN } (\forall x) (G^*x \supset Fx)$$

形而上学的必然性においては、他人の悲しみを楽しむ人がいるがその人は悪ではない、という世界がある可能性を認めないこと、つまり (N) が採用されることによって、 (P_m) が排除される。それゆえ、(S) / (P) 結合ではなく、いわば (S) / (N) 結合が生じる。したがって、ブラックバーンが付随性を主張するのは、形而上学的必然性の意味においてではない。

(AN) 分析的必然性のレベル

ブラックバーンが主張するように、道徳的判断について付随性が成り立つとすれば、ある人がある対象について道徳的判断を下すことは、その人が付随性に従っていることを表す。このとき、付随性の主張は、概念的な事柄である。したがって、付随性について、概念的な事柄であること

S. ブラックバーンの「付随性」によって道徳的判断について何がいえるのか

を理解し損ねる、あるいは付随性の制約に従えない人は、道徳的実践を行う能力 (competence) を構成する何かを欠如しているといえる (SR : 137/114)。これらのことを包括して、分析的必然性という。ブラックバーンは、様相理論を用いた次の組み合わせによって、このことを表す。

$$(S_a) \text{ AN } ((\exists x) (Fx \& G^*x \& (G^*x \supset Fx)) \supset \forall y (G^*y \supset Fy))$$

しかし、分析的必然性においては次の (N_a) は得られない。

$$(N_a) \text{ AN } (\forall x) (G^*x \supset Fx)$$

この理由についてブラックバーンは次のように述べる。

なぜなら、ある特定の基準を採用することが道徳的な推論を行うもの (moralist) としての「能力を構成する」という主張は信憑性を欠く。人々は、異なった基準を採用しつつ、そして自然的事実の完全な集合に照らして、異なった評決を下しつつも、全ての道徳的な思考を統御する概念的制約に従って道徳的に考えることができる (SR : 137/114-5)

これを解すには、ブラックバーンが「道徳的に考えること (moralize⁸⁾)」によって何を意図しているかを理解することが最も重要である。道徳的に考えることとは、すなわち、G^{*}x という自然的性質をもっている対象 x について、「x は F (ex. 善い) である」といった道徳化を行うことであり、x を道徳的なものとして見ることでありとまづいえる。「x は G^{*} である」という自然的性質についての判断に加えて、自然的性質ではない道徳的性質 F についての「x は F である」という判断がなされるわけだが、それは「x は G^{*} かつ F であるという判断を下すことではない。ブラックバーンの指摘する付随性の概念は、G^{*} が F の基底をなしているのだから、2つの判断は推論で結びつけられる。さて、このようにして道徳的に考えることの目的を、「あるものの自然的性質に基づいて、あるものを選ぶ、勧める、順位づける、是認する、禁止する」(Ibid./114) ことである

S. ブラックバーンの「付随性」によって道徳的判断について何がいえるのか

とブラックバーンは述べる。したがって、これらより、「道徳的に考えること」とは、ある特定の自然的特徴に基づいて、あるものを選び、勧めることを目的に、対象の持つ自然的性質の諸特徴から推論によって、その対象について「x は F である」という道徳的判断を下すことであるといえる。このことから、先の引用は、「道徳的に考える」能力を構成するものについての言及であるといえ、よって、

(1 文目) なぜなら、ある特定の基準を採用することが道徳的な推論を行うもの (moralist) としての「能力を構成する」という主張は信憑性を欠く。

はすなわち、

(解釈) 道徳的判断を下す基準として、ある特定の《自然的諸性質の集合を選ぶ》ことだけで、私たちが《道徳的に考えることの目的》のもとに《推論を行っている》ということの説明できる、という主張は妥当ではない。

そして、

(2 文目) 人々は、異なった基準を採用しつつ、そして自然的事実の完全な集合に照らして、異なった評決を下しつつも、全ての道徳的な思考 (moralize) を統御する概念的制約に従って道徳的に考えることができる。

はすなわち、

(解釈) 道徳的判断を下す基準として、ある特定の《自然的諸特徴の集合を異にしても》、また、自然的事実の完全な集合に照らして《異なる道徳的判断を下す》としても、道徳的に考えることを統御する概念的制約、すなわち、《付随性 (S_a)》に従えば、私たちが道徳的に考える際には、《道徳的に考えることの目的》のもとに、自然的諸特徴

に基づいて《推論》を行っていることを説明することができる。

と解される。加えて、このことから、次のことがいえる。 (N_a) を採用するとき、このことは、実質的に形而上学的な必然性を支持する人々と同様の主張することになる。というのも、 (N_a) は (S_a) の後件を必然化するので、 G^* 以外の自然的性質の諸集合、例えば H^* 、 I^* といった諸集合に基づいて、 F であるということがいえなくなる。だが、2文目が示すように、異なる自然的性質の集合によっても、私たちは道徳的に考えることができる。そのため、 (N_a) は否定される。これにより、分析的必然性のレベルにおいては (P_a) が得られる。

$$(P_a) AP (\exists x) (G^*x \& \sim Fx)^9$$

以上より、分析的必然性のレベルにおいて、 $(S_a) / (P_a)$ 結合の成立が示された。ゆえに、付随性が主張する必然性は、形而上学的必然性ではなく分析的必然性であることが明示された。

3. 2 (S) / (P) 結合の成立を論じる背景

3. 1 で、(S) / (P) 結合が分析的必然性のレベルで成立することを確認した。ブラックバーンがこのことを主張する理由は、彼が、F 語彙と G 語彙の間には、(S) と (P) によって適切に特徴づけられる関係があると考えているからである (SR : 134/109)。そして、3. 1 によって、その関係が $(S_a) / (P_a)$ 結合であることが明示された。ではなぜ、ブラックバーンは分析的必然性のレベルで、G 語彙と F 語彙の結びつきを主張するのか。この主張の背景について、ブラックバーンは、SR で明示こそしないものの、随所で示唆している。であるから、この主張の背景を指摘することは、付随性の概念の包括的な理解に役立つ。そこで、可能世界を用いたブラックバーンの分析に沿いつつ、これまで整理した付随性の概念を突き合わせることによって、この背景がいかなるものかを明らかにする。

ブラックバーンは、まず、G 語彙と F 語彙の結びつき、すなわち、 G^*

S. ブラックバーンの「付随性」によって道徳的判断について何がいえるのか

状態と F 状態の結びつきを、可能世界を用いて分析する。それによって、この結びつきに関して、次の3つの可能世界の存在を考えることができる (SR : 134-5/109-10)。

G*/F 世界 (= W_1) : ひとたび F である物事が存在し、かつその F 性が G* によって基底されるなら、G* であるそのほかの全てのものは同様に F であることが成り立つ¹⁰⁾。

しかしながら、(S) は (N) ではないので、次のような可能世界もある。

G*/O 世界 (= W_2) : ある物事が G* であるが、F でないことも成り立つ¹¹⁾。

加えて、次のような可能世界があることは、論理的には排除されていない。すなわち、

G*/F∨O 世界 (= W_3) : いくつかの物事が G* をもつとき、その物事が G* であり F である、そして、G* であり F でないということが成り立つ¹²⁾。

W_3 の可能世界を、混合世界とブラックバーンは呼ぶ。この混合世界は、G* をもつ対象が、G* であることが変化しないにもかかわらず、過去の地点では「善く」、現在の地点では「善くない」というように、時間のなかで変化するといった事態がある世界を意味する。すなわち、G* かつ F のものが、G* かつ ~F に変化する余地がある世界である。よって、G* 状態と F 状態の結びつきを考えると、 W_1 と W_2 と併せて、このような混合世界が想定される。

次に、これらの可能世界において、F 判断が下されるときに何が起きているのかを、3. 1 で示した (S_a) / (P_a) 結合が成立する場合に基づいて考えてみよう。このとき、 W_1 、 W_2 に対応する世界として、 W_1' 、 W_2' が考えられる¹³⁾。

S. ブラックバーンの「付随性」によって道徳的判断について何がいえるのか

W_1' ：付随性 (S_a) を受け入れる人によって、 G^* が F を基底するとき、すべての x について G^*x かつ Fx という判断が下される世界。

W_2' ：付随性 (S_a) を受け入れるとしても、その人は G^* とは別の自然的状态の組み合わせを F にとって基底のだと考えており、 G^*x であることが Fx であることを基底のだと考えないので、 G^*x かつ Fx でないという判断が成り立つ世界。

このとき、 W_1' と W_2' のいずれの可能世界の住人も、付随性に従って F 判断を下しているといえる¹⁴⁾。しかしながら、 W_3 に (S_a) / (P_a) 結合を反映させることはできない。なぜなら、 W_3 は、 G^* が変わらないならば F も変わらないし、その逆も成り立つという付随性の主張に反している。ゆえに、その混合世界の住人は、付随性の制約に違反しているといえる。したがって、 W_3 の混合世界を認めることは、付随性を否定することになるので、分析的必然性のレベルにおいて混合世界は禁止されねばならない。

このことに関して、ブラックバーンは、この混合世界を禁止する理由の背景に、道徳的に考えることの本性があることを次のように示唆している。

こうして (S_a) / (P_a) 結合に達したところで、私のいう不可解さが生じる。すなわち、なぜ〔分析的必然性の〕このレベルでの混合世界は禁止されるのか。(中略) もちろん、ある意味で、私はすでにこの問題に対する答えを提案している。そもそも道徳的に考えることとは何をする事なのかを十分示すことによって、(S_a) および (P_a) がもっともらしくなれば、両者の結合についての緊張の解き方を学ぶことを私は期待している。(SR : 137/115)

では、道徳的に考えることを十分に示すことと、分析的必然性において混合世界が禁止されることがどのようにつながっているのか。これまでを踏まえて、次のようにいえる。上記の W_3 に関して、この混合世界の住人は、付随性が道徳的に考えることに関わる概念であることを理解し損ねているともいえる。つまり、その人たちは道徳的に考えることの本性を理解し損

S. ブラックバーンの「付随性」によって道徳的判断について何がいえるのか

ねている。すでに 3. 1 で指摘したように、ブラックバーンは道徳的に考えるということによって、私たちが、付随性に従って自然的諸集合を認識することで開始される推論によって F 判断を下していることを意図する。そして、その道徳的に考えることの目的とは、あるものの自然的性質に基づき、ある物を選び、勧め、順位付け、是認し、禁止するということがあった。これらのことから、ある人が同一の対象について、あるいは、同じ自然的性質をもつ 2 つの対象に対して、異なる F 判断を下すということは、この道徳的に考えることの目的に背くことである (Ibid./114)。したがって、究極的には、分析的必然性のレベルにおいては、道徳的に考えることの目的に照らして、混合世界は禁止されねばならないといえる。

さらに、このことは、ブラックバーンが、 $(S_a) / (P_a)$ 結合を主張する背景にも直結していると考えられる。付随性の必然性が、概念に関わる分析的必然性のレベルにおいて主張されているということを踏まえれば、この道徳的に考えることの本性が理解できない人は、道徳的に考えることが、付随性の制約の承認なしでは上手くいかない活動であることを理解し損ねていることを指摘できる。であるから、道徳的判断を下すことによって私たちが何をしているのかということ、 $(S_a) / (P_a)$ 結合と道徳的に考えることの目的を組み合わせることで説明することによって、道徳的に考えることが付随性なしには上手くいかない活動であると示すことが、SR でのブラックバーンの目的であったといえる。

補足として、ブラックバーンは、このことを含め、F 語彙と G 語彙の付随性の関係を首尾よく説明する理論は投影主義 (projectivism) だと考えている (SR : 134/109)。投影主義とは、道徳的に従う私たちの本性を説明する理論であり、その理論的源泉には道徳についてのヒュームの理解と、情動主義やヘアの指令主義がある (Blackburn1981 : 161/4, 1993 : 167/184)。これに関して、本稿が扱った付随性は、投影主義の説明の理論的基盤を成していると推察される。だが、この 2 つの理論がいかにして関連しているかを述べることは、投影主義の解明を要する¹⁵⁾。このことは、本稿の範囲を超えるので、別稿にて改めて論じることとしたい。

結論

本稿では、ブラックバーンの付随性について、論考 MR と SR を手がかりに詳しい検討を行った。それによって、付随性の主張が以下であることを十分に示した。すなわち、付随性の主張が、道徳的判断に課せられている論理的な制約であることと、道徳的に考えることに密接に関わる概念的な必然性であることである。このことを踏まえ、付随性の概念が、道徳的判断の本性について、次の3つのことを主張しているといえる。1つ目は、道徳的判断に対し道徳的真理を問うことができるということである。ある人が同一の対象に対して、あるいは同じ自然的性質の諸集合をもつ2つの対象に対して、異なる道徳的判断を下すということは論理的な誤りを犯している。よって、同一人物が下す道徳的判断について、論理的整合性の観点から真偽を問うことができる。2つ目は、道徳的性質の認知に基づかない仕方で、私たちが道徳的判断を下しているということである。すなわち、私たちは、道徳的判断を下す際に、その対象がもつ自然的性質のなかからある特定の自然的性質を選び、それに基づく推論を開始することによって、その対象に道徳的判断を下している。そして、3つ目は、私たちが道徳的判断を下すときには、あるものの自然的性質に基づいて、あるものを選ぶ、進める、順位づける、是認する、禁止するという道徳的に考えることの目的のもとに、道徳的に考えるという活動をしているということである。

これらが、本稿の主題に対する結論である。これをもとに、第3節の最後に触れた投影主義の解明に進み、別稿にてその詳細を明らかにしたい。さすれば、ブラックバーンの倫理学の枠組みにおける、付随性の概念についての更なる発見が期待できるだろう。

注

- 1) 本稿は、拙発表「S. ブラックバーンにおける『付随性』について」(2023年3月)と「S. ブラックバーンにおける付随性についての再検討」(2023年7月)を下敷きに、それらに頂いたコメントを反映させ、再構成したものである。本稿の執筆にあたり、指導教官として終始多大なご指導を賜った、関西大学文学部品川哲彦教

S. ブラックバーンの「付随性」によって道徳的判断について何がいえるのか

授に深謝致します。

- 2) 付随性の概念そのものはブラックバーンのオリジナルではない。倫理学の分野においては、G. E. ムーアの論文「内在的価値の概念」(1922) や、M. R. ヘアの『道徳の言語』(1952) でも付随性が論じられていることが確認できる。
- 3) 厳密には道徳的性質が自然的性質の諸集合に付随していると書くべきであるが、以下本稿で道徳的性質が自然的性質に付随しているというときには、そのことを表している。
- 4) 道徳的实在論は、メタ倫理学では、道徳的性質が実在すると主張する立場である。しかし、ブラックバーンにおける「道徳的实在論」とは、道徳的判断の真理が、その判断がある事実や事態との対応に存している見解を指す (MR : 111/55)。MR において、道徳的实在論を否定するということは、このような道徳的判断の真理概念が誤りだと主張することでもある。本稿では MR における付随性の概念にのみ焦点を当て、ブラックバーンが道徳的实在論をいかにして退けるのかについては取り上げない。この点については、SR との比較も交え、別稿にて論じたい。
- 5) 厳密には、a totality of G states であり、ここから G 状態と呼ばれる状態はいくつもの種類があることが看取できる (SR : 131/101)。
- 6) 原文では、(S) $N ((\exists x) (Fx \& G^*x \& (G^*x \supset Fx)) \supset (y) (G^*y \supset Fy))$ であるが、同箇所その後の記述に、「付随性の主張 (S) は、『可変実現』の名で通っている諸理論に反対するものではない。……そうやって生み出される理論は目下の議論とは関係がない」とあるので、本稿では後件を $\forall y (G^*y \supset Fy)$ で表しても差し支えないと判断し、表記を変更している。
- 7) 端的にこのことの意味は、「勇気に関する自然的な諸特徴についてのどのような言明も、勇気が内在的に善いものであることを含意しない」(MR : 125/86) によって示される。
- 8) 通常「道徳的に考えること」といえば、moral thinking であるが、邦訳の表記に従い、本稿でも moralize の訳として「道徳的に考えること」をあてる。
- 9) 原文では、(P_a) $AP (\exists x) (G^*x \& Fx)$ であるが、邦訳にあるとおりに誤植と判断した。
- 10) 論理式は次のようになる。 $W_1 : \exists x (Fx \& G^*x \& (G^*x \supset Fx)) \supset \forall y (G^*y \supset Fy)$ / ブラックバーンの上述の表記を論理式に表すとすれば、 $(\exists x) (Fx \& (G^*x \supset Fx)) \supset \forall y (G^*y \supset Fy)$ であるが、 $G^*x \supset Fx$ が成り立つには、当然 G^*x が成り立たなければならないので書き加えた。
- 11) 論理式は次のようになる。すなわち、 $W_2 : \exists x (G^*x \& \sim Fx)$
- 12) 論理式は次のようになる。すなわち、 $W_3 : \exists x (G^*x \& Fx) \& \exists x (G^*x \& \sim Fx)$
- 13) W_1' 、 W_2' についての論理式はそれぞれ次である。
 $W_1' : N ((\exists x) (Fx \& G^*x \& (G^*x \supset Fx)) \supset \forall y (G^*y \supset Fy))$
 $W_2' : N ((\exists x) (G^*x \& \sim \exists x (G^*x \supset Fx)) \supset \sim \exists x (G^*x \& Fx))$
- 14) W_2 の住人は、付随性の概念自体を受け入れているので、例えば H^* が F であることの基底をなすならば、その人は、 H^*x かつ Fx であり、かつ $H^*x \supset Fx$ が成り

S. ブラックバーンの「付随性」によって道徳的判断について何がいえるのか

立つならば、すべての y に対して、 y が H^* であるならば、 y は F であるという判断を下すことができるといえる。

- 15) ブラックバーンの投影主義の説明は、いくつかの論考で散見される。特に詳しく論じているものとして、論考「錯誤と価値の現れ方」(1984)、「規則遵守と道徳実在論」(1981)が挙げられる。

凡例

- ・引用は「」、または上下を1行あげ2字下げすることで示す。
- ・ブラックバーンについての引用は、概ね拙訳による。既存の訳も適宜参照したが、一部表記を変更している。
- ・訳者による補足を〔 〕によって示した。
- ・参考文献一覧は本文の最後にまとめる。

参考文献

出典は文中の括弧にいれて、著者の姓を記し、コロン、原典ページのあとにスラッシュを記し、その後に訳書の該当ページを記した。複数あるブラックバーンからの引用は、姓の後に刊行年を記して区別し、特に多く引用している論考の場合には、略称、コロン、原典の頁のあとにスラッシュを記し、その後に訳書(取り上げた2つの論考および1981年の論考は、いずれも後述の邦訳文献のなかに邦訳が収められている)の該当箇所の頁を記した。ただし、訳文は変更したところがある。

ブラックバーンの著作

Blackburn, S. (1981): "Rule-Following and Moral Realism," in S. Holtzman and C. Leich(eds.), *Wittgenstein: To Follow a Rule*, Routledge & Kegan Paul, pp. 163-87.
—— (1993) : *Essays in Quasi-Realism*. Oxford University Press.

各論文初出一覧

—— [MR] "Moral Realism," in *Essays in Quasi-Realism*. Oxford University Press, pp. 111-129. (初出は、*Morality and Moral Reasoning*, ed. John Casey, Methuen, 1973).
—— [SR] "Supervenience Revisited," in *Essays in Quasi-Realism*. Oxford University Press, pp. 130-48. (初出は、*Exercises in Analysis*, ed. Ian Hacking, Cambridge University Press, 1985).

ブラックバーンの著作(邦訳)

ブラックバーン、サイモン『倫理的実在論』、大庭健監訳、勁草書房、2017年。

二次文献

Moore, G. E. (1903): *Principia Ethica*, Cambridge University Press. (『倫理学原理』、泉谷周三郎、寺中平治、星野勉訳、三和書籍、2010年)

S. ブラックバーンの「付随性」によって道徳的判断について何がいえるのか

ヘア、R. M. 『道徳の言語』、小泉仰、大久保正健訳、勁草書房、1982年。

ムーア、G. E. 「内在的価値の概念」、星野勉訳、『倫理学原理』、泉谷周三郎、寺中平治、
星野勉訳、三和書籍、2010年。